令和８年
第４回市議会定例会　議案第１２号

函館市監査委員条例の一部改正について

函館市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市監査委員条例の一部を改正する条例

函館市監査委員条例（昭和２４年函館市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条および第１条の２を次のように改める。

（監査委員の定数）

第１条　監査委員の定数は，３人とする。

（常勤の監査委員）

第１条の２　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９６条第４項の規定により，識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち１人は，常勤とする。

附　則

１　この条例は，公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に在職する監査委員（議員のうちから選任された監査委員に限る。）は，改正後の第１条の規定にかかわらず，その任期満了の日までの間に限り，なお従前の例により在職するものとする。

（提案理由）

監査委員の定数を改正し，および常勤の監査委員に関する規定を整備するため